

## 市指定文化財(史跡)猪鼻城跡(含七天王塚5号塚)の史跡範囲について

## 1 文化財の概要

- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| (1) 指定区分  | 記念物（史跡）                    |
| (2) 指定名称  | 猪鼻城跡（含七天王塚）                |
| (3) 指定年月日 | 昭和35年3月9日（指定第1号）           |
| (4) 所有者   | 千葉市・国立大学法人千葉大学             |
| (5) 指定範囲  | 千葉市中央区亥鼻1―24他 亥鼻公園内・千葉大学構内 |
| (6) 説明    | <b>猪鼻城跡</b>                |

千葉常重が大治元年（1126）、上総大椎城から猪鼻山に移り、ここに築城したのがはじめである。城といっても石垣と天守閣をもつ宏大な近世城郭ではなく、小規模で簡単な普通の住宅建築で所々木造の門や櫓のある居館であって、むしろ天嶮を強化して戦時に備えたのである。

**七天王塚**

猪鼻旧城跡内の千葉大学医学部構内及びその付近にある古塚で、構内に5箇、県道を隔てて民家の間に2箇、合せて7箇、その内1箇は瓢形であるが、他は皆円形で、一、二を除く他は塚の中央に各々樹齢数百年を経過し、いずれも天を突く老松が一株あり、周囲は常緑樹をもって取り囲んでいる。また、その内4箇には安永2年建設の「牛頭天皇 大治元年丙午六月朔日 平常重代」の文字を刻した碑と、明治10年丑の8月建設の「牛頭天皇」の碑があるが、千学集には「千葉の守護神は曾場鷹大明神 堀内牛頭天皇云々」とある。この由緒については定説はないが、あるいは塚の配置があたかも北斗七星に似て、しかもその位置が猪鼻城の鬼門に当たる所より、築城の際、鬼門除けのための北斗七星を祀れるものか、けだし上代の豪族の古墳と見るのが妥当であろう。

（指定時の説明書から抜粋）

## 2 史跡の現状

## (1) 猪鼻城跡

城跡の主要部は市が所有し、現在亥鼻公園として整備・公開している。周囲には土塁が廻り、最も原状を留めている。東側の市立郷土博物館から県立文化会館にかけては土地の改変が著しく、郷土博物館周辺で過去に発掘調査を実施しているものの、全体的な城郭の構造の解明には至っていない。さらに東側の千葉大学医学部構内、住宅地内にも堀状の谷津が残るなど、猪鼻城跡に関連する遺構が展開している。

指定範囲を明確に定めておらず、台地上全体を埋蔵文化財包蔵地として周知し、工事に際して発掘調査等を実施している。

## (2) 七天王塚

7基の塚のうち、宅地内に残る2基は市が所有し、文化財課で管理・公開している。残る5基は千葉大学医学部構内にあり、同学で管理・公開している。市有の2基については、周囲の所有者との境界立会等を経て境界を確定し、指定範囲が定まっているが、大学構内にある5基は明確な範囲を定めていない。

### 3 千葉大学災害治療学研究所新営工事に伴う発掘調査(確認調査)の実施について

#### (1) 経緯

国立大学法人千葉大学より医学部校地内にて新研究棟の建設にあたり、令和3年4月15日付で文化財保護法第93条に基づく埋蔵文化財発掘の届出が提出された。対象地が市指定文化財(史跡)猪鼻城跡及び七天王塚(5号塚)に該当することから、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う猪鼻城跡への工事による影響の有無確認及び七天王塚5号塚の史跡指定範囲を確定することを目的とし、令和3年5月26日より発掘調査(確認調査)を実施した(A~E トレンチ)。その後、工事の計画範囲の変更に伴い、文化財保護法第93条に基づく埋蔵文化財発掘の届出の再提出を受け、令和3年8月10日より追加の発掘調査(確認調査)を実施した(F~H トレンチ)。

#### (2) 発掘調査の内容と成果(別紙1・2・3参照)

##### 猪鼻城跡

工事の影響範囲内における遺構・遺物の有無を確認するため、5箇所のトレンチ(B・C・F・G・H)を設定した。

〈トレンチB・C・F〉調査範囲：1.0m×1.5m

後世の削平がローム層中まで及んでおり、遺構・遺物は確認されなかった。

〈トレンチG〉調査範囲：1.0m×1.5m

同遺跡の過去の発掘調査で確認されている遺物包含層と同様の土層が確認された。

〈トレンチH〉調査範囲：1.0m×2.0m

同遺跡の過去の発掘調査で確認されている遺物包含層と同様の土層が確認された。

##### 七天王塚5号塚

北側と東側への塚の拡がりを確認するため、3箇所のトレンチ(A・D・E)を設定した。

〈トレンチA〉調査範囲：1.0m×20m

南側で塚の盛土と溝跡を確認。トレンチ南端から約7m地点より北側は後世の大規模な削平を受けていることを確認した。

〈トレンチD〉調査範囲：1.0m×4.0m

塚の盛土及びトレンチAで確認されたのと同じ溝跡を確認した。

〈トレンチE〉調査範囲：1.0m×3.0m

塚の盛土は確認できず、後世の削平が及んでいることを確認した。

調査の結果、猪鼻城跡の影響範囲においては遺物包含層が残存している地点と、すでに後世の削平を受けている地点があることが明らかとなった。後世の削平を受けている地点については工事による新たな影響は生じないことが判断される。

七天王塚5号塚は、A・D トレンチにおいて塚に伴う溝跡が確認されたほか、現存する塚の北側及び東側においては地形の改変を伴う大規模な削平が行われていることが確認された。A・D トレンチにおいて検出された溝跡は塚の周囲を巡ると推定され、溝跡が検出された位置から推定すると、塚の構築当初の全域が保存されているのではなく、塚の南側及び西側の一部は後世の削平により失われていることが推測される。なお、塚の性格や時代を示す遺物は発見されなかったものの、塚の周囲に巡る溝の存在は、この塚が古墳である可能性を示すものと考えられる。

#### (3) 史跡範囲(案)(別紙1参照)

上記の調査から得られた結果に基づき、七天王塚5号塚の範囲は別紙(案)のとおりとしたい。なお、以下の点から塚が残存している範囲及びバッファゾーンとしてその周囲を指定範囲としたい。

- ・A・D トレンチにおいて検出された溝跡は、塚の周囲を巡る周溝と判断されること。
- ・A トレンチにおいては、溝より北側においても塚構築時の堆積土が確認されるが、後世の削平に

よりその範囲が不明確であること。

- ・東側においては、地形の傾斜の変化と削平により塚の範囲が不明確であること。

#### **(4) 今後の取り扱い(別紙3参照)**

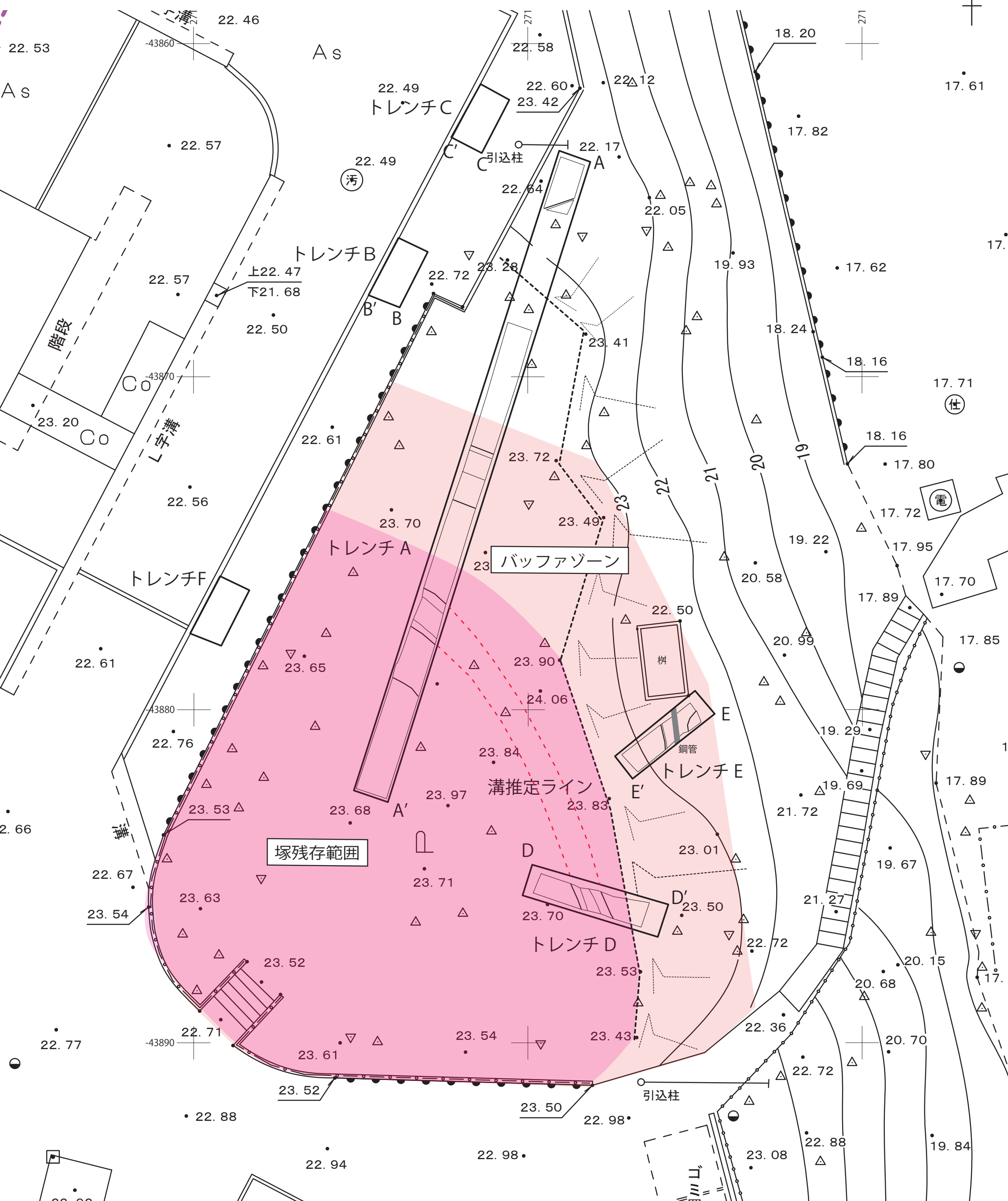
埋蔵文化財発掘調査の届出の提出者である千葉大学に調査結果と七天王塚5号塚の史跡指定範囲を通知し、猪鼻城跡における本調査対象範囲の埋蔵文化財の取り扱い及び七天王塚5号塚の史跡指定範囲に影響のない工事となるよう協議を行う。

発掘調査結果及び  
七天王塚 5 号塚史跡範囲（案）

【史跡範圍(案)】

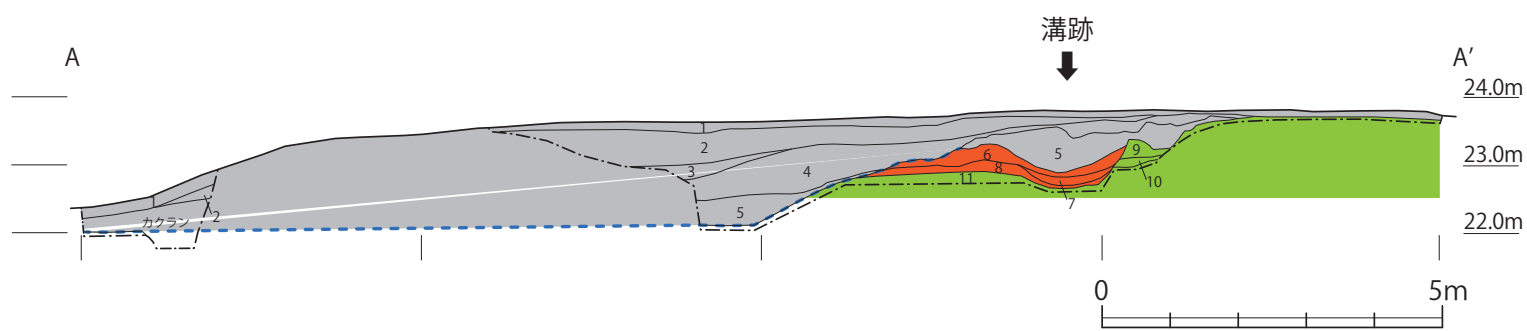
塚残存範圍

## バッファゾーン



# トレンチ断面図

【トレンチ A】



- トレンチ A
- 1：表土
  - 2：コンクリートガラ
  - 3：砂利
  - 4：瓦
  - 5：黄橙色土（7.5YR7/8）地山のロームを掘削した層。拳大のブロックが堆積する。
  - 6：褐灰色土（7.5YR5/1）旧表土。径 5 mm ほどのローム粒が全体に散る。
  - 7：黒褐色土（7.5YR3/2）溝の堆積土。しまりあり、粘質強い。
  - 8：灰褐色土（7.5YR4/2）削平時の土。全体にローム粒が混じり、しまりなし。
  - 9：暗褐色土（7.5YR3/3）塚の盛土。上面は踏みしめられたためか、やや硬化しているが、版築のようなしまりなし。土師器片が数点出土。
  - 10：灰褐色土（7.5YR5/2）水平に堆積しているが、塚構築前の表土か塚構築時の盛土かは不明。
  - 11：ソフトローム

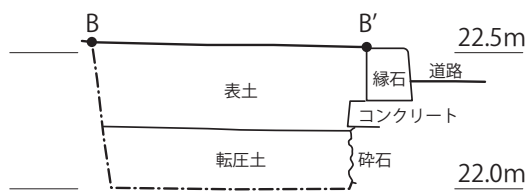
塚構築時

塚構築後の堆積

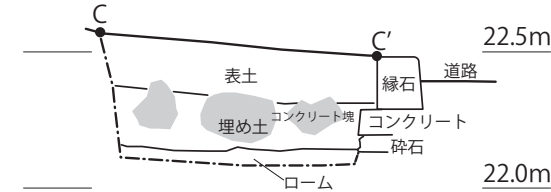
昭和 57 年頃の盛土

昭和 57 年頃の削平

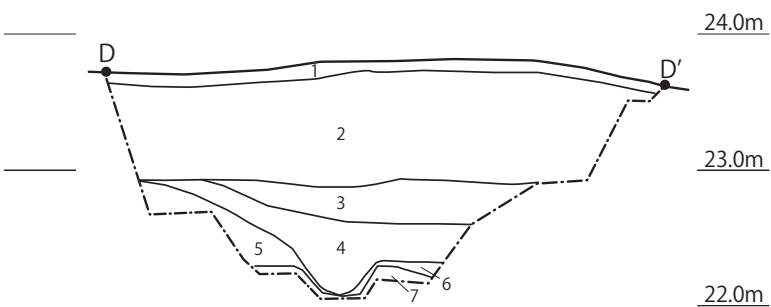
【トレンチ B】



【トレンチ C】

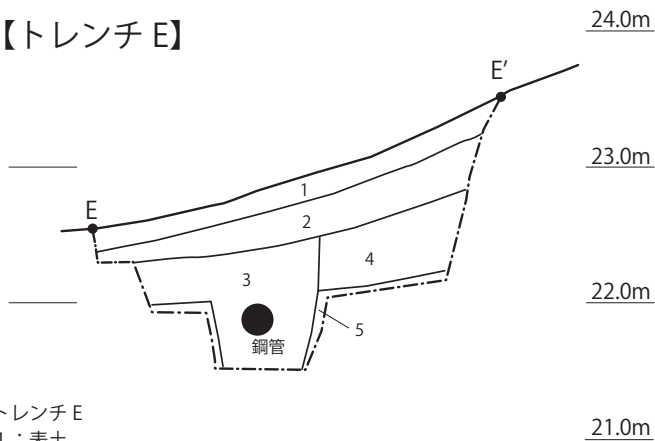


【トレンチ D】



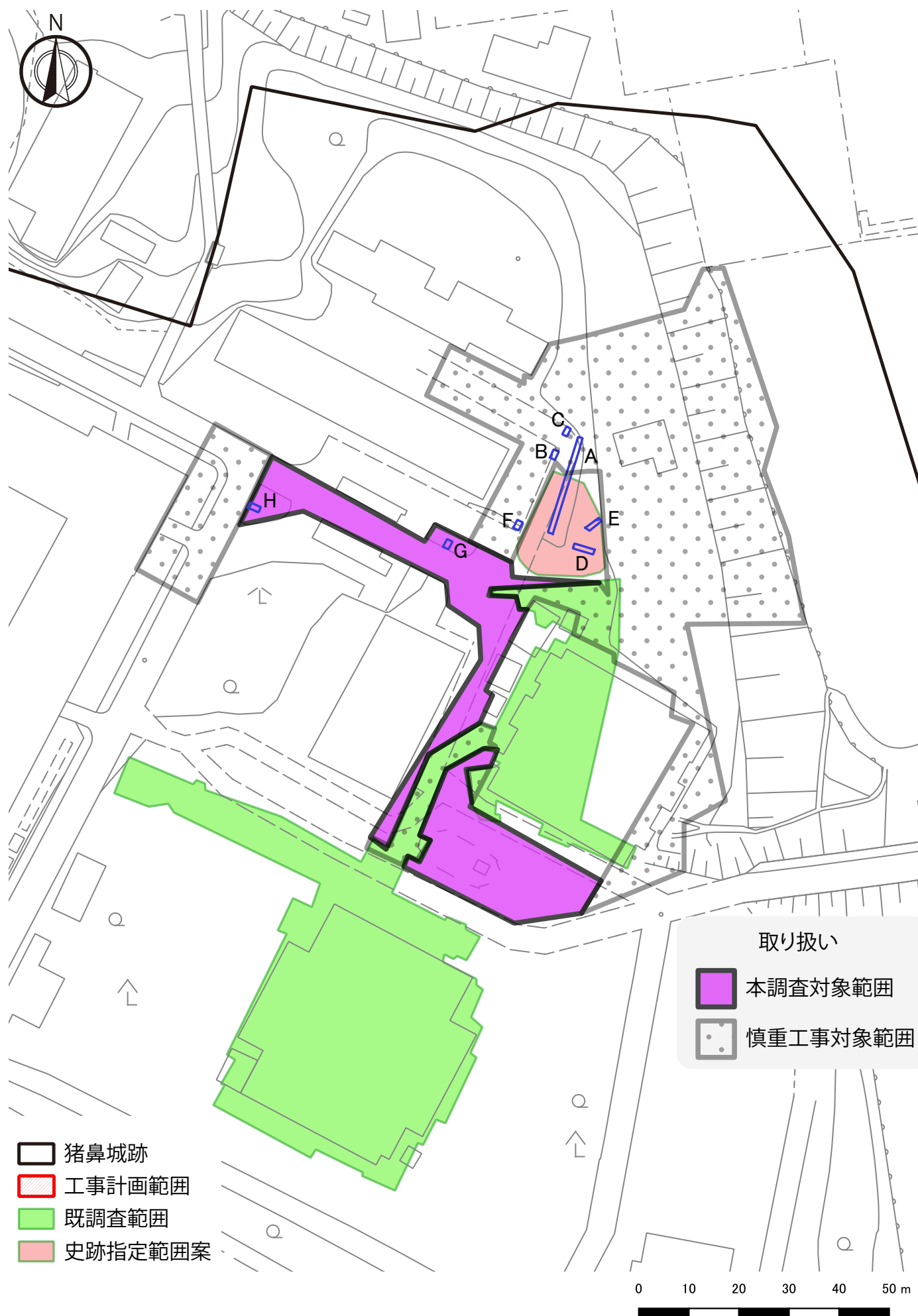
- トレンチ D
- 1：表土
  - 2：埋め土
  - 3：コンクリートガラ
  - 4：埋め土
  - 5：黒褐色土（7.5YR3/2）全体的にしまりなく、さらさらとした山土。塚の盛土。御神木の根が縦横に伸びる。
  - 6：灰褐色土（7.5YR5/2）溝が作られる前の表土。上面で寛永通宝が 1 枚出土。
  - 7：ソフトローム

【トレンチ E】



- トレンチ E
- 1：表土
  - 2：盛土
  - 3：カクラン 集水桝へつながる径 180 mm の鋼管が通っている。
  - 4：黒褐色土（7.5YR3/2）全体的にしまりなく、さらさらとした山土。瓦やコンクリートなどは混入していないことから、旧表土と考えられる。
  - 5：ソフトローム

取り扱い別事業範囲図



## 歴史的建造物(古民家)の事前調査の結果について

令和元年9月の台風15号により被害を受けた歴史的建造物(古民家)について、市指定文化財の候補として検討を進めるにあたり、現地調査を実施したので報告します。

併せて、破損した屋根の一部に実施された応急追加工事の状況について報告します。

### 1 対象建造物の概要

- (1) 所在地 千葉市花見川区畑町
- (2) 所有者 個人
- (3) 建築年代 18世紀末期(建築形式から推定)
- (4) 規模 間口11間、奥行5間、部屋数7部屋
- (5) 概要

当該建造物の所有家は千葉氏の家臣が土着した家柄と伝えられ、江戸時代には割元名主を務め、苗字帯刀を許されていたほか、領主が宿泊するなど格式ある家柄である。当該建造物は建築様式から18世紀後半の建築と考えられており、市内に現存する農家建築では、規模・外観共に最も格式高いものと考えられる。また、当該建造物は、「下総三山の七年祭り」(千葉県指定無形民俗文化財)における宿として利用されるなど、地域の歴史や伝統行事にとって重要な要素を持つ。



写真1 建物正面



写真2 建物正面

### 2 現地調査の結果(委託業務による調査)

- (1) 調査の目的

市指定文化財の候補として検討を進めるにあたり、現状の文化財的価値を判断する必要があるため、前回調査(昭和54年)時からの改変箇所の確認や測量に基づく平面図等の作成を実施した。

- (2) 委託期間: 令和3年1月19日～令和3年3月31日

- (3) 調査実施業者: 株式会社 文化財工学研究所(東京都新宿区)

- (4) 実施内容

- ・現況図面(平面図、断面図、立面図、屋根伏せ図)の作成。
- ・昭和54年に実施された民家悉皆調査記録との照合、及び改変箇所の確認。

- (5) 調査結果 別紙1を参照。

### 3 河東委員による現地視察及び所見

現地視察実施日：令和3年3月22日（月）

所見：別紙2を参照

### 4 屋根の応急追加工事について

台風で破損した屋根の一部で雨漏りが確認されていた「ざしき上部の背面側」について、所有者による応急追加工事が実施された。既に実施済の旧煙出し部分と同様に、木造の板を茅葺屋根の上にあて、地上からロープで固定がなされた。



写真3 建物正面現況



写真4 建物正面現況（詳細）



写真5 建物裏面現況

### 5 今後の予定

・調査結果と河東委員の所見に基づき、指定文化財として保存する場合に必要な現状復旧の内容等について所有者と協議を行う。

業務の概要

1. 委託業務名  
歴史的建造物（古民家）現状図面作成等業務委託
2. 目的および必要性  
千葉市花見川区畑町に所在する歴史的建造物（古民家：雑賀家住宅）の現状図面の作成および建物の改変箇所の調査を通して、当該建造物の文化財的価値を判断する資料を作成する。
3. 履行場所  
千葉市花見川区畑町
4. 委託期間  
令和3年1月19日から令和3年3月31日
5. 業務内容  
(1) 現況図面の作成  
現地にて対象建造物の実測を行い、現況の平面図、断面図、立面図、屋根伏図（CAD図）を作成する。

- (2) 改変箇所調査  
現地確認を行い、過去の調査記録との照合のうえ、改変箇所の確認および調査報告書を作成する。調査報告書には、改変箇所を示す平面図、改変箇所の写真および改変状況を記載する。
6. 対象建造物の概要  
建築年代：18C 後半  
建物規模：間口11間、奥行5間、部屋数7部屋  
屋根構造：本茅葺（現状：垂鉛銅板被覆、一部破損）  
特色：入母屋風破風の玄関付
7. 成果品  
・現況実測図  
  平面図（1/100）1面  
  梁行断面図（1/100）1面  
  立面図（1/100）2面（正面・側面）  
  屋根伏せ図（1/100）1面  
・改変箇所調査報告書 1部  
・電子データ（DXF形式、PDF形式）



図3 周辺航空写真  
Google マップ <https://www.google.co.jp/maps/> より



図1 位置図  
地理院地図 <https://maps.gsi.go.jp/> より

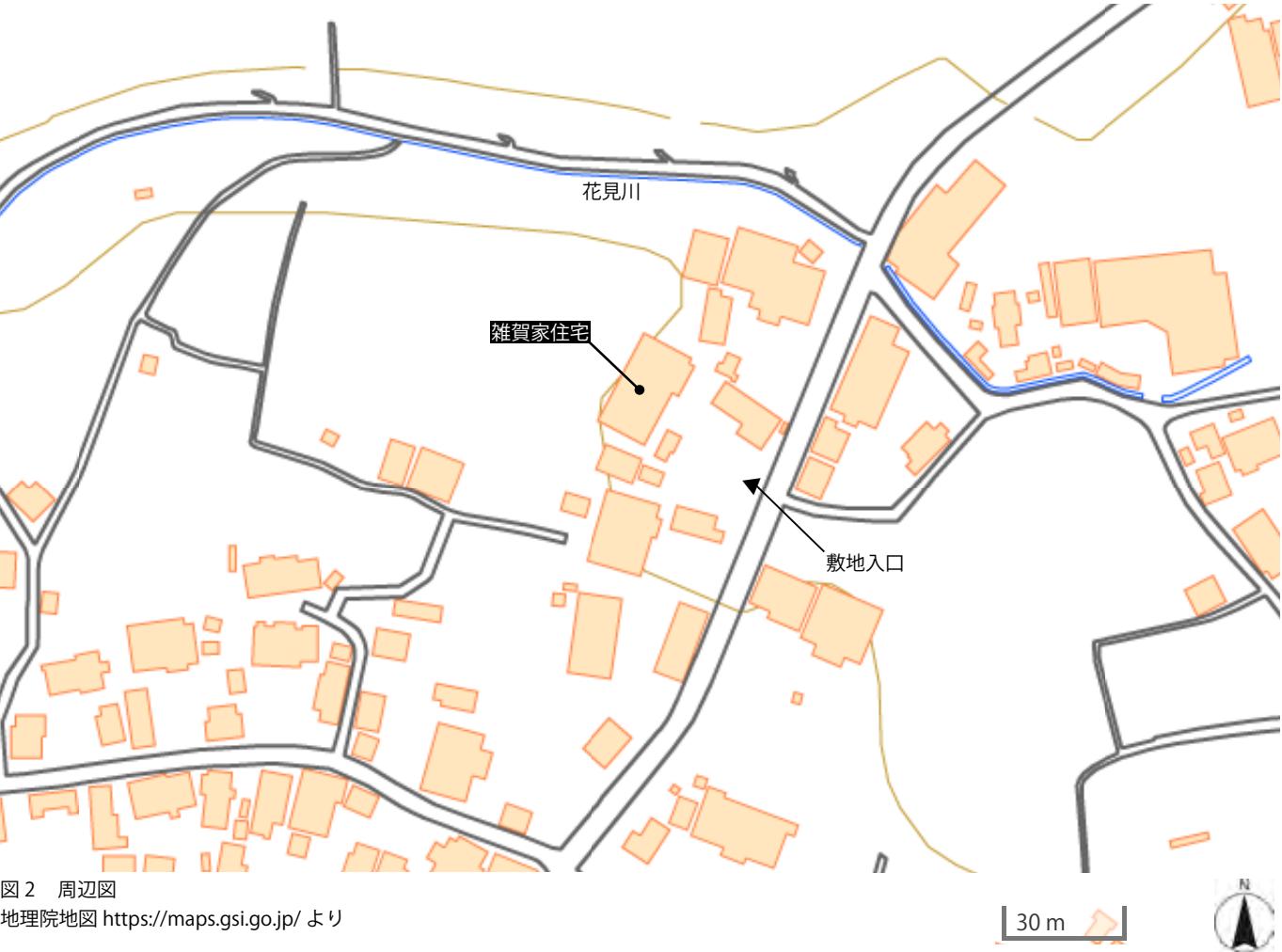


図2 周辺図  
地理院地図 <https://maps.gsi.go.jp/> より

## 建造物の概要

### 1. 概 説

今回調査対象の歴史的建造物である雑賀家住宅は、千葉市花見川区畑町に所在し、JR 新検見川駅から北へ約2.2km の距離に位置している。周辺には宅地と農地が広がるが、屋敷の背後は小高い丘となっており、その向こう側には花見川流域の平坦な緑地が開けている。

昭和 54（1979）年発行の『千葉市文化財調査報告書 第 3 集 千葉市の民家』<sup>＊注1</sup>（以下「S54 報告書」と記す）によれば、雑賀家は千葉氏の家臣が土着した家で、江戸時代には旗本刈谷氏 1500 石の領地の割元名主を務め、苗字帯刀を許されたとされる。家の作りもそれに見合った格式を有しており、主屋は比較的規模が大きく、入母屋造りの玄関式台と、広い客座敷を有している。かつては屋敷内に能舞台も存したと伝えられ、古い能面 4 面が保存されているという。

### 2. 構造形式

#### 概 要

間口 11 間、奥行 5 間、寄棟造り、南東に入母屋造りの角家（玄関式台）を付す、茅葺き（現状は金属瓦葺き、一部破損・滅失）、南面<sup>＊注4</sup>。

### 基 礎

自然石玉石、一部ピンコロ（中古）。

#### 軸 部

礎石上に角柱を建て、壁貫・内法長押・差鴨居等で固め、桁および梁を受ける。

＊注 1    千葉市教育委員会社会教育部社会教育課編『千葉市文化財調査報告書 第 3 集 千葉市の民家』昭和 54（1979）年

＊注 2    桓武平氏の出で、下総の豪族・戦国大名。秀吉の小田原征伐の際、後北条氏側についたため、所領を没収され没落した。

＊注 3    江戸時代の村役人の一つ。大庄屋。数か村から十数か村を支配し、年貢や諸役などの割り振り、指令などを行った。

＊注 4    ＜方位の表記について＞
雑賀家主屋は正面が東南東（方位角約 150°）を向いて建てられている。このため本来は、正面を「南東」と記すべきであるが、「南東」では混乱を招くため、今回は便宜的に正面を「南」として表記した。敢えて「東」としなかったのは、建物の造りが正面を南向きとして意識していると思われることによる。なお、S54 報告書の配置図では正面が南南東（方位角約 120°）向きとして描かれている。

#### 軒廻り

正面：当初部分は船桤（背返<sup>せがい</sup>）造り。出梁、茅負（出桁<sup>だしばり</sup>）、裏甲、吹寄化粧小舞、化粧裏板。中古に飛檐垂木状に化粧垂木<sup>ふたのき</sup>を付加し、二軒とする。

玄関・東側面：当初部分は化粧軒。一軒、疎垂木<sup>ひとのき</sup>、茅負、裏甲、化粧小舞、化粧裏板。中古に飛檐垂木状に化粧垂木を付加し、二軒とする。

背面：茅葺きの竹垂木、茅負、軒付。中古小天井（金属板）は破損・滅失。

西側面：中古小天井（金属板）。

#### 妻 飾

角家（玄関式台）：破風<sup>きづれ</sup>、木連格子<sup>まえばら</sup>、前包。

#### 屋 根

当初は茅葺き(全域に残存か)、寄棟造り。南東の角家(玄関)は入母屋造り。中古に全域に金属瓦を葺き重ねる（背面の金属瓦は破損・滅失）。
便所のみは波型鉄板葺き（中古）。

#### 梁・小屋組

和小屋組。梁を 4 重に掛け、切叔首（追叔首）を配する。

#### 床 組

床束、大引、根太、床板。

げんかん・なかのま・おく・ざしきは畳敷き。にわばは土間モルタル金ゴテ仕上げ（中古）、かまやは三和土土間。式台・入側縁等は拭い板敷き。へや・かつて・などはフローリング（中古）、南西和室は畳敷き（中古）。

#### 天 井

式台は竿縁天井、げんかん・なかのま・おくは化粧合板天井（中古）、入側は化粧屋根裏天井。にわば・ざしきは根太天井。かまやは天井なし。へやは化粧石膏ボード天井（中古）、かつては化粧合板竿縁天井（中古）、などは化粧合板天井（中古）。南西和室は竿縁天井（中古）。

　　など・かつて・へやは当初は天井がなかったが、小屋裏の上部には、小屋裏界壁の一種と思われる掛込の竹簀張り塗り天井が設けられている。

### 3. 規 模

|             |      |          |                        |
|-------------|------|----------|------------------------|
| 桁行（東西）      |      | 67.85 尺  | 20.561 m               |
| 梁行（南北）      | 本屋のみ | 30.50 尺  | 9.242 m                |
|             | 全体   | 45.55 尺  | 13.803 m               |
| 建坪（式台脇下屋除く） |      | 62.713 坪 | 207.316 m <sup>2</sup> |

### 4. 建造物の特質

雑賀家住宅の造営年代は不明であるが、様式からみて江戸時代後期に建てられたものと思われる。

間取りは西側を土間（にわば・かまや）、中央部を日常の生活空間（ざしき・なんど・かつて・へや）、東側を接客空間（げんかん・なかのま・おく）としており、また中央部正面側の居間（ざしき）を 3 間×3 間の広さに造り、背面側のなんど境に押板・神棚・仏壇を配している。これらの諸点から、千葉県下に伝統的に多くみられる古四間取り（九間系間取り<sup>＊注5</sup>）の系統に属する平面構成とみることができる。

住宅としては比較的規模が大きく、また軒が高く、規模的にも意匠的にも、割元名主としての格式を備えた造りとなっている。

南東隅に角家状に張り出した入母屋造りの玄関式台は、武家屋敷に準じる形式を有しており、その奥に連なる取り次ぎの間（げんかん）と客座敷（なかのま・おく）は、幅 2 間半×5 間の大きな空間となっている。また差鴨居を使用して、ざしき境の柱を抜くことで、居間であるざしきを含めて大人数の接客に用いることができるように工夫されている。

上座であるおくの座敷飾りは、幅 1 間半の大きな床の間と、床脇の違棚・天袋からなる。

にわばの上部には厨子二階が造られ、かつては養蚕が行われていた。厨子二階の正面には、明かり取りと通気のために絵様持送り付き出窓の格子窓が設けられ、正面の意匠に変化を付けている。

裏方であるなんど・かつて・へやの 3 室は、現在は天井が張られているが、当初はかまやと同様に天井がなかったものと思われる。しかし 3 室の後補天井のさらに上部には、梁から母屋にかけて斜めに張られた竹簀張りの塗り天井（旧天井）が残存していた。これは天井というよりも、小屋裏界壁の一種と思われ、かつての上部と連続している厨子二階の養蚕室へ、囲炉裏（ざしき）と竈（かまや）の煙が流れ込まないようにするための工夫であったと推測される。

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

＊注 5    土間と客座敷に挟まれた中央部に 3 間×3 間の広い室を設け、この室に押板と仏壇等を備え、背後に寝室と台所を置く形式。千葉県のほか、関東地方に多く分布する。中世武家住宅の会所に由来するものとされる。「古四間取り」の呼称は関口欣也、「九間系間取り」は中尾七重による。

## 建造物の概要

# 改修状況

## 1. 屋 根

### (1) 金属瓦

主屋の屋根はもともと茅葺きであったが、経年劣化に伴い、茅葺きの上に重ねて、近年に金属瓦（商品名「メタルルーフ」<sup>\*注6</sup>）が葺かれている。

但し背面側は、令和元（2019）年9月5日の台風15号<sup>\*注7</sup>の被害により、金属瓦が損壊して失われており、古い茅葺きの屋根が露出している。応急処置（旧煙出し閉塞等）は施されているものの、本格的な修理は行われておらず、現在も背面側上部で雨漏りが生じている。

なお、残存する茅葺きは、昭和41～42（1966～47）年頃（約55年前）に、近郊に自生していた茅を用いて、秋田出身の天戸<sup>あまど</sup>という名の職人が葺き直しを行ったものという。<sup>\*注8</sup>



正面



玄関式台正面



玄関式台南東



東側面



西側面



西背側面

側面には金属瓦が残るが、背面側は失われている。



背面

背面の金属瓦はすべて失われている。



背面



背面 便所

\*注6 ガルバリウム鋼板を瓦風にプレス加工した屋根葺き材。株式会社メタル建材（日本鋼板グループ）の製品。

\*注7 気象庁名「令和元年房総半島台風」、アジア名「ファクサイ（Faxai）」。9月5日明け方に「非常に強い」勢力を保ったまま千葉県付近に上陸（中心気圧960hPa、最大風速40m/s、最大瞬間風速60m/s）。家屋全壊391棟、半壊・一部損壊76,483棟、停電93万戸以上、送電線の鉄塔倒壊（君津市）、ゴルフ練習場の支柱・ネットが住宅に倒れる（市原市）、約2000本の電柱損壊など、千葉県を中心に甚大な被害を出した。関東地方に上陸したものとしては観測史上最強クラスであり、激甚災害に指定された。

\*注8 聞き取り調査による。現主人が高校生の頃に葺き替えを行った記憶があるという。

(2) 旧煙出しの応急処置

茅葺き時代には頂部中央に煙出しが存していたが、金属瓦に葺き替える際、これを撤去して平葺きで覆い、大棟全体に一続きの箱棟が築かれた。

しかし台風被害で背面側の金属瓦が失われ、旧煙出し部分の背面側に大きな穴が生じた。このため応急処置として、かつての煙出しのように、大棟にまたがって切妻の小屋根を掛け、地上に重りをくくり付けたロープで固定している。非常に脆弱であり、次回台風時に吹き飛ばされるおそれがある。

(3) 金属瓦の固定方法

旧煙出し跡より覗き込むと、金属瓦には野地板がなく、茅葺きの屋根上に垂木を置いて桟木で繋いだだけの簡略な屋根下地であり、構造的に脆弱である。したがってこれも次回台風時に、風向きによっては背面同様に吹き飛ばされるおそれがあり、台風前に対策が必要と思われる。

(4) 雨漏り

葺き上げから約 55 年を経過した既存の茅には、経年劣化で穴があいており、金属瓦が失われた背面側では、穴から雨漏りが生じている。このため座敷北東部に激しい雨漏り痕がみられる（ざしき参照）。

\*注9 メタルルーフのカバー工法は、スレート等の薄い屋根葺き材に葺き重ねることを前提としており、既存屋根葺き材を貫通して既存野地板に桟木を釘打ちで固定する仕様である。



台風罹災前の正面屋根  
Google マップ <https://www.google.co.jp/> より  
金属瓦施工時に旧煙出しを撤去し、旧煙出し部分を平葺きで覆ったうえ、大棟全体に箱棟が掛けられた。



正面屋根 旧煙出し応急処置

台風で背面側の金属瓦が失われ、旧煙出し部分に大きな穴があいたため（下図）、応急修理として、大棟にまたがって、かつての煙出しのような屋根が付加され、地上からロープで固定されている。



背面屋根 旧煙出し応急処置



旧煙出し部分 見上げ



旧煙出し跡 背面側



旧煙出し跡 左：背面側 右：正面側

台風で背面側の金属瓦が失われて穴があいた旧煙出し部分。木造で応急処置が施されている。正面側には金属瓦が残っている。



金属瓦  
垂木と桟木のみで構成され、野地板がなく、構造的に脆弱。



同左



雨漏り箇所 背面側 ざしき上部



同左（フラッシュなし）

## 2. 梁組・小屋組

梁組・小屋組は、当初形式が比較的よく保存されている。  
 和小屋組と叔首構造の組み合わせであり、梁を4段にかけ、各段に切叔首を配している。また玄関式台と客座敷東側は、桔木を挿入して化粧軒を支えている。

正面の船柵造り部分は、小屋梁（丸太）の端部を片持ちの出梁として外部に延ばし、長方形断面に削り出して船柵梁としている。



小屋梁・2重梁 ざしき上部 北東



小屋梁・2重梁・3重梁 ざしき上部 南東



2重梁・3重梁 にわば・厨子二階上部 南西  
 厨子二階の天井裏。にわば上部に厨子二階の床梁が掛けられており、小屋梁はない。



2重梁・3重梁・4重梁 ざしき上部 西側



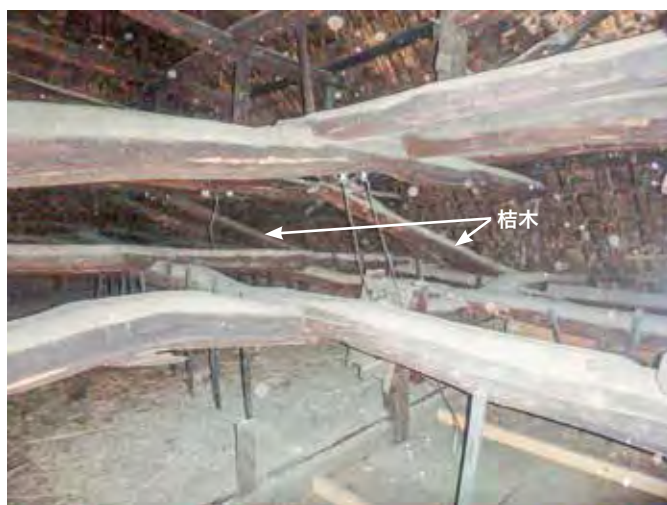
3重梁・4重梁 ざしき上部 東側



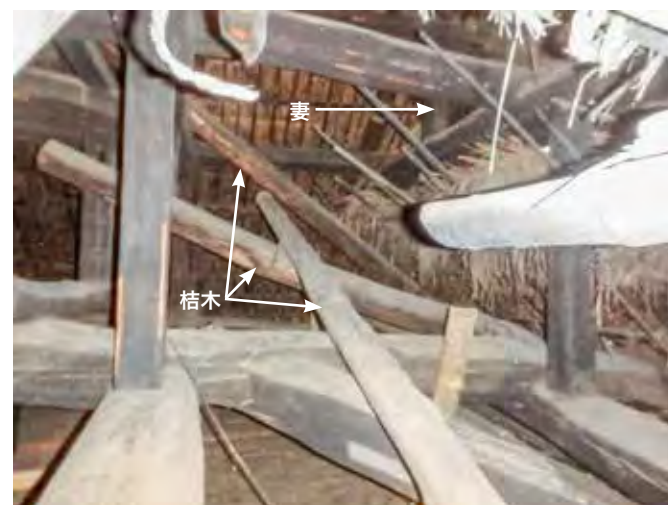
4重梁 棟束 にわば・厨子二階上部 西側



切叔首・母屋・谷中竹・垂木竹 にわば・厨子二階上部 南西



げんかん・なかのま上部



げんかん上部



小屋梁 (出梁) 船柵造り部分  
 小屋梁の端部が出梁として延び、船柵梁となっている。



船柵造り軒裏

3.ざしき

ざしきは居間的な用途の部屋であり、18畳の畳敷きで、北側に押板（床の間）、神棚、仏壇を備えている。  
西側に囲炉裏が切れ（現在は畳で隠されている）、直上の天井（根太天井）には、煙出しの開口が設けられている。

(1) 南側建具

南側の外装建具は、引違明障子（雪見障子）、網戸サッシ、一筋雨戸サッシからなり、<sup>くれんぐ</sup>樽縁の濡れ縁が設けられている。いずれも後補材で、5～10年前に改修したものという。  
明障子（雪見障子）の箇所は、当初も明障子（もしくは腰付明障子）であったと思われる。網戸サッシは柱の抱き側に付加されている。  
一筋雨戸（板戸）は当初から存したと思われるが、建具（雨戸サッシ）と一筋敷鴨居は交換されている。<sup>ざるがしら</sup>猿頭付きの戸袋は当初のものであろう。  
濡れ縁は当初にも存した可能性が考えられるが、現在と同様の形式であったかは不明である。

(2) 畳周囲の地板

ざしきの西側（にわば側）と北側（仏壇側）には、畳の外側にパーケットフロアの地板がし字に敷かれている。これは既成の大きさの畳を敷き詰めて、足りなかった部分を埋める処置と思われる。

(3) 雨漏り

台風被害によって背面側の金属瓦が失われたため、老朽化した茅葺き屋根に開いた穴から雨漏りが生じており、ざしき北西部の天井や小壁に激しい雨漏り痕がみられる。



南側外部



南側



南側濡れ縁



西側 にわば側



北側 押板・神棚・仏壇 かつて・なんど側



東側 げんかん・なかのま側



地板 北西隅

西側と北側には、既成畳の大きさでは足りなかった部分に地板（パーケットフロア）が敷かれている。



地板 北側



根太天井 囲炉裏の煙出し



雨漏り跡 北西部

台風で金属瓦が失われた背面茅葺き屋根からの雨漏り。

#### 4.式台・げんかん・なかのま・おく

玄関式台は貴人（領主・役人等）のための玄関であり、武家屋敷に準じる形式が採用されており、雑賀家の格式の高さがうかがわれる。袖壁には油煙形の火灯窓に連子を嵌め込んだ櫛型窓がみられ、意匠的な特徴となっている。

式台の奥のげんかんは取り次ぎの間、さらに奥のなかのまと、床・棚を有するおくは客座敷である。げんかん(4畳)・なかのま(10畳)・おく(10畳)を合わせると24畳の広い接客空間となる。

また特筆すべきは、げんかん・なかのま境の西端に柱がない点であり、建具を取り去れば、居間であるざしき(18畳)も繋げて、42畳の大空間として接客に用いることができる間取りとなっている。これは差鴨居と鴨居をT字に組み、その交点の柱を抜くという手法が用いられており、建築技術の発達と工匠の工夫により、間取りに対する要望を満たしたものだといえる。

なお現在は、げんかん・なかのま・おく間の建具（襖）は取り外されており、またげんかん・なかのま境の敷居は撤去され、畳が敷き詰められている。

##### (1) 式台欄間

式台正面の差鴨居の上は、現在は2本の束の周囲に何もなく、開放となっている。しかし桁の下端に1本溝が確認されることから、かつては俛鈍式の欄間が3枚嵌め込まれていたと考えられる。但しその形式は不明である(格子欄間、透かし欄間等か)。

##### (2) げんかん建具

現在のげんかん外装建具は4枚建てサッシ（格子付）であるが、一般的な類例から、当初は外側に4枚建て舞良戸、内側に引分明障子が建てられていたと考えられる（現在確認はできないが、敷鴨居は3本溝と考えられる）。



玄関式台 正面



玄関式台 袖壁 櫛型窓



式台欄間

桁下に1本溝がみられ、当初は俛鈍式の欄間が嵌め込まれていたと考えられる。



なかのま～げんかん 南側



T字に交差する差鴨居・鴨居 げんかんより見る

ざしき境に3間幅の差鴨居を入れ、げんかん・なかのま境の鴨居をT字に交差させ、交点直下の柱を抜いている。これにより建具を取り去れば大空間が得られる。



同左 ざしきより見る



なかのま～げんかん 西側 ざしき側



なかのま～おく 西側 ざしき側



なかのま～おく 北側



なかのま～おく 東側 入側側

5.旧天井（なんど・かつて・へや上部）

かつて南西の天井出入口から天井裏を覗くと、後補天井の上部には、各室を間仕切る壁が小屋梁の下端まで立ち上がっており、かまば上部と同様の形式となっていた。

またさらに上部には、屋根と逆勾配に斜めに差し掛けられた旧天井が残存していた。この旧天井は、なんど・かつて・へやの上部に連続的にみられ、各室の南側半分を覆っており、北側半分は茅葺きの屋根裏が露出している。すなわち旧天井と屋根裏が切妻型の船底天井のようになっていた。

旧天井は掛込天井、竹簀張り天井、塗り天井等の形式が組み合わされたものであり、その仕様は以下の通りである。

- ・2段目の敷梁から二の母屋（3段目の小屋梁上）にかけて、屋根と逆勾配に垂木（丸太）を掛ける。
- ・垂木上に直行して小舞を流す。
- ・垂木上に小舞と平行に竹簀を敷き詰め、直行するエツリ竹を配して縄編みする。
- ・竹簀の上に壁土を塗る。

旧天井の上端（壁土）は、ざしき上部の小屋裏から見ることができ、下図に示す通りである。

当初はなんど・かつて・へやに通常の平天井はなく、かまばと同様に小屋裏表しであったと考えられるが、高所の小屋組の中に、敢えてこうした旧天井が構築された理由は、おそらく養蚕を行う厨子二階（次項参照、かつて上部と連続している）へ、通気を確保しながらも、竈や囲炉裏の煙が流れないように配慮したものと推測される。

6.厨子二階（養蚕室）

にわばの根太天井の上部は厨子二階として造られており、養蚕に用いられていた。前述のように、かつてはかつてに階段が置かれ、かつての上部から出入りしていた。

正面外部には絵様持送りを伴う出窓状の連子窓が設けられており、連子の背後には雨戸が建てられ、西端が戸袋となっている。



後補天井

かつて天井裏  
現在の後補天井の裏側。



天井裏の壁 西側 へや側



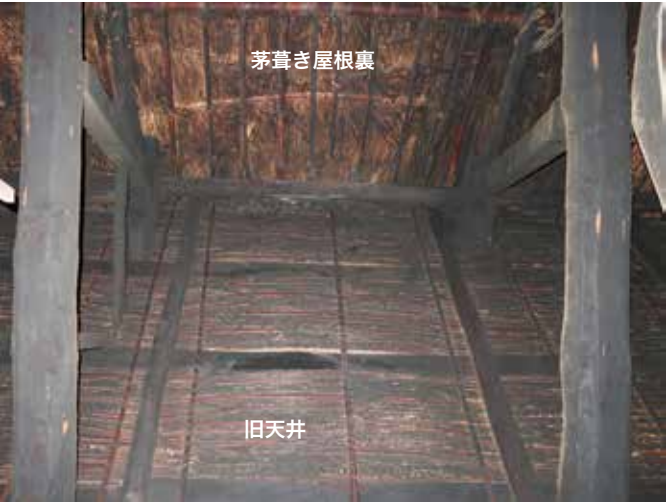
天井裏の壁 東側 なんど側



上部の旧天井 西側 へや側



上部の旧天井 東側 なんど側



上部の旧天井 見上げ



旧天井上端

旧天井上端 ざしき上部より



旧天井上端

同左



厨子二階（養蚕室） にわば上部



厨子二階南側外部 連子窓

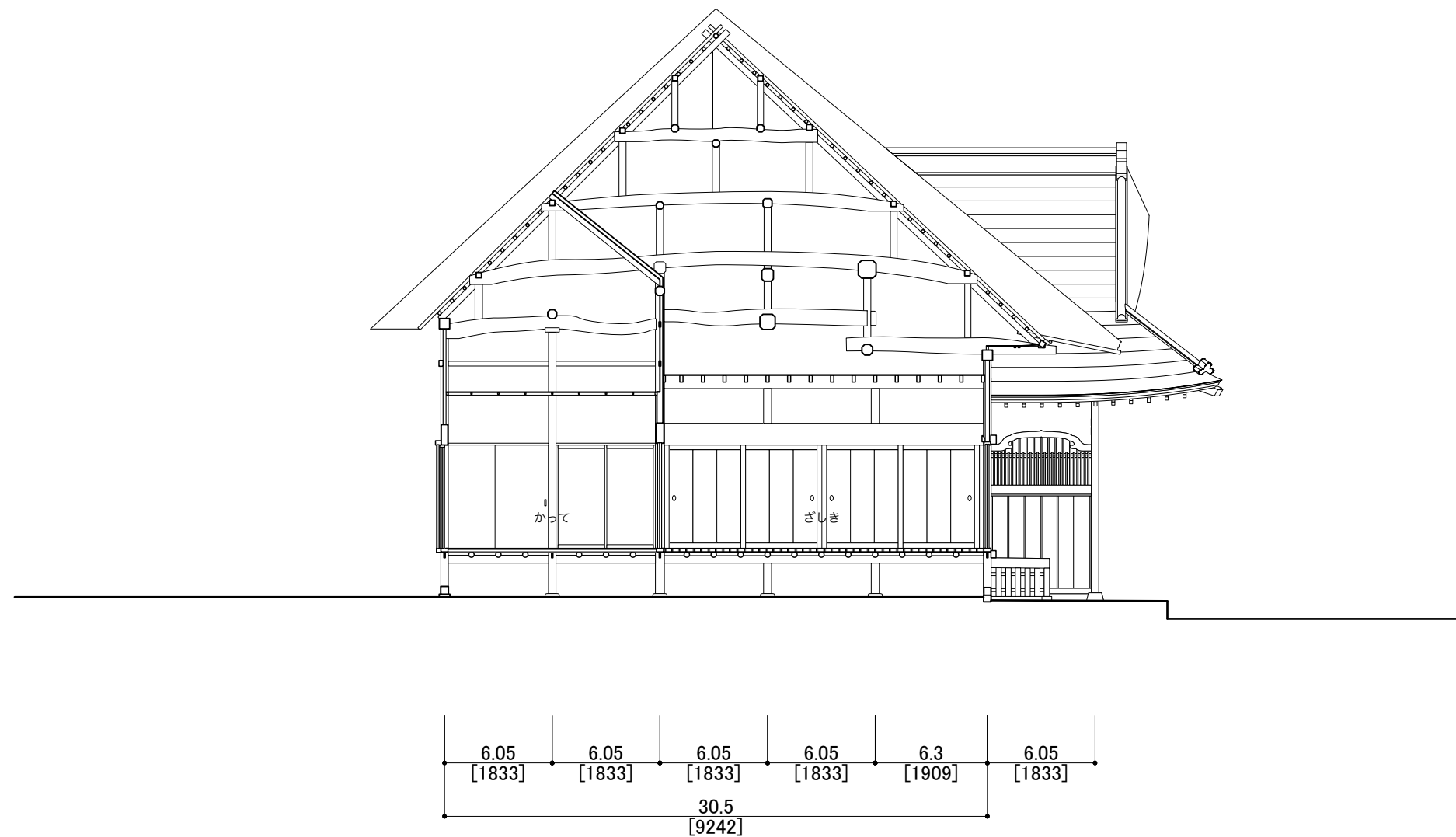




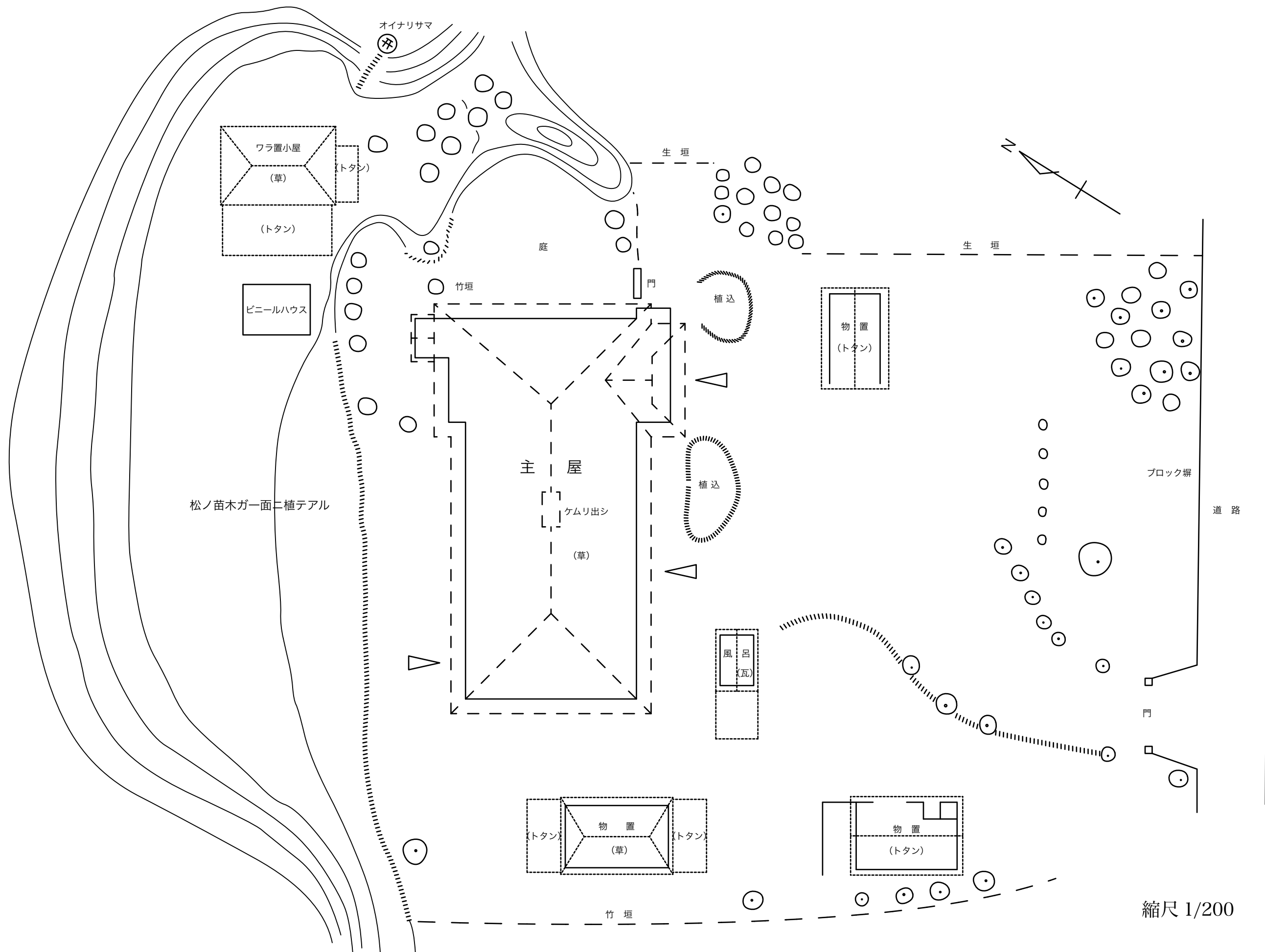




縮尺 1/100



縮尺 1/100



## 歴史的建造物(古民家)に関する所見

雑賀家住宅は、花見川の南岸を占める花見川区畑町の北端に位置する。この辺りは古くからの農村集落(落合)で、住宅地開発が進む畑町にあっても、周辺には農地や緑地が広がり、かつての田園風景を留めている。

敷地は南北に通じる旧道の西側にあり、正面奥に大規模な主屋がほぼ南面して建ち、背後には小高い丘が迫る。その北側は花見川流域の緑地帯である。以前には主屋以外にも土蔵(3間×6間)や藁置小屋、能舞台などがあったとされる。

雑賀(さいが)家は、この地随一の旧家で、紀州雑賀(さいか)衆の流れを汲み、戦国時代の豪族千葉氏の家臣を経てこの地に土着したと伝えられている。江戸時代には代々旗本金田氏(旗本刈谷氏とする説もあることから相<sup>あい</sup>給<sup>きゅう</sup>知行<sup>ちぎょう</sup>であった可能性もある)の割元名主を努め、苗字、帯刀を許されていたことが同家に残る古文書(「申渡 畑村 割元 雑賀考吉 天保十二年」)によっても確認できる。

### 雑賀家主屋の概要

雑賀家住宅の主屋は寄棟造・平入りの直屋(すこや)で、桁行(間口)11間、梁間(奥行)5間、正面右端に入母屋造の式台玄関を張り出している。軒は正面(南面)および西面をせがい造(出桁造)とし、東面および玄関には化粧軒を設けるなど、割元名主としての格式を備えた典型的な上層農家の主屋である。屋根は茅葺であるが、昭和50年頃に茅葺を残したまま、その上に瓦葺き風の金属板屋根(メタルルーフ)を被せ、軒も茅の軒付部分を化粧垂木風に改装している。軒高がかなり高く、正面の土間への出入口上部には持送りをもつ出格子窓を設け、式台玄関の屋根に入母屋破風を乗せ、袖壁には火灯窓を設けるなど、意匠的にも見るべきところが多い。小屋組は、多重梁に束を立てた和小屋組と又首(さす)構造を併用しており、客座敷と式台玄関では桔木(はねぎ)を用いて化粧軒を支えている。柱は大黒柱が檼であるが、その他は杉で、すべて鉋仕上げである。柱間寸法は床上部分、土間部分とも1間=6尺の芯々寸法(関東間)で建設されている。

間取りは、西側を土間、中央部を居住空間、東側を接客空間とした7室構成である。土間は表(南側)を「ニワバ」、奥(北側)を「カマヤ」(台所)とし、「ニワバ」の上部には厨子(つし)二階が設けられ、蚕室として使用されたと伝えられる。正面上部に設けられた出格子窓はこの厨子二階の明り取りである。

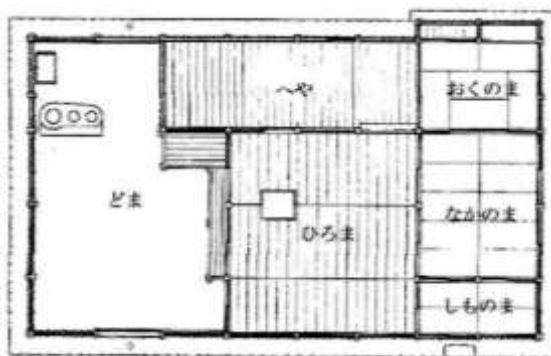
中央部は、表が3間×3間の広い「ザンキ」(居間)で、奥には西から「ヘヤ」、「カッテ」、「ナンド」が並ぶ。このうち「カッテ」と「ナンド」は家族の部屋や寝室に用いられたと考えられるが、「ヘヤ」は使用人部屋であったと推定されている。

東側は3室が連なる客座敷で、奥から「オク」、「ナカノマ」、「ゲンカン」、さらに式台玄

関と続く。3室は襖で仕切られていたが、現在は「ナカノマ」と「ゲンカン」の間の敷居が取り外されている。主室となる10畳の「オク」には大床と違い棚が備えられており、東側には縁側が設けられている。武家住宅の造りにこだわった式台玄関付きの客座敷は、領主等の接待を目的としたものであるとともに、割元名主としての家格を示す最も重要な空間であったと考えられる。

### 間取りの特徴

雑賀家主屋の間取りの大きな特徴は、中央部の「ザシキ」の存在である。住生活の中心となる方3間（9坪）の居間であるが、地域によっては「ヒロマ」あるいは「ヨコザ」、古くは「デイ」などと呼ばれることもある。土間寄りに囲炉裏が切られ、奥の「ナンド」側に押板、仏壇、神棚を備え、上手に客座敷を配するこのような間取りは、「古四間取」あるいは「九間（このま）系間取」とも呼ばれ、関東地方の上層農家でもしばしば見られるが、千葉県では特に目立っている。その古い例として挙げられるのが重要文化財に指定されている野田市の旧花野井家住宅（流山市前ヶ崎に建設された主屋を昭和46年に移築・復原）（参考図）で、建築年代は17世紀後半とされている。間取りの構成は雑賀家主屋と極めてよく似通っているが、式台玄関はまだ設けられておらず、外回りの開口部も小さく全体に閉鎖的な造りである。雑賀家主屋はその発展型と考えられ、より大規模で、本格的な式台玄関を備え、「ザシキ」の周囲に差鴨居を多用し、南側をはじめ北側の小部屋でも開口部を引違い障子として雨戸を引く開放的な形式とするなど、時代的な変化が顕著である。



参考図：旧花野井家住宅（17世紀後半、国指定重要文化財）

### 千葉市の古民家調査

千葉市に現存する古民家に関しては、昭和47年から同50年にかけて調査が実施されている。まず第一次調査として83棟がリスト化され、その中から特に価値が高いと思われる32棟（農家主屋22棟、町屋主屋5棟、兼業農家主屋5棟）を選んで第二次調査（詳細な実測調査と建設時期や復原に関する考察）が行われた。第二次調査は千葉大学工学部建築学科の大河直躬研究室が担当し、その成果は昭和54年に『千葉市文化財調査報告書 第三集 千葉市の民家』（千葉市教育委員会）として刊行されている。

同報告書に掲載された江戸時代の農家主屋は合計 15 棟であるが、そのうち 3 間×3 間の「ザシキ」を持つ大規模主屋は雑賀家と、同じ畑町の斎藤家、旧武石村の名主を努めた小川家（現存せず）の 3 例である。このうち建築年代が知られるのは明和 3 年（1766）の小川家主屋だけであるが、他の 2 棟も間取りや外回りの開口部に共通する点が多く、ほぼ同時代の建築と考えることができる。

報告書には、雑賀家主屋を「現存する千葉市内の農家のなかでは、格式的威厳の面で最も発展を遂げたもの」で、「建築的様式からみて、十八世紀末期の建築と考えられる」と記されている。

## 改変箇所

昭和 54 年に刊行された調査報告書では、「雑賀家住宅」は「改造が少ない」と記されており、復原平面図とともに茅葺屋根の外観写真も掲載されている。他の農家に比べて江戸時代以降、増改築による間取りの変化はほとんど見られず、主として室内の部分的な改装にとどまっていたためであろう。しかしそれ以降には内外部の改変が行われており、令和元年 9 月 5 日の台風 15 号による被害も認められることから、千葉市教育委員会は株式会社文化財工学研究所に委託して令和 3 年 3 月に雑賀家住宅主屋の改変状況調査を実施している。主要な改変や被害状況は以下の通りである（業務委託報告書による）。

- ・北側の 3 室（「ヘヤ」、「カッテ」、「ナンド」）にはいずれも天井が設けられているが、当初は天井がなく、屋根裏が見える状態であったと考えられる。ただ、各室に連続して屋根裏の南側半分に本屋根とは逆勾配の竹簀張り土塗り天井が設けられている。養蚕に利用した「ザシキ」上部の厨子二階に竈の煙が流れ込まないための工夫とも推察されるが、雑賀家でいつ頃から養蚕を始めたかは確認できないことから、当初からのものか増設かは判断できない。
- ・上記 3 室の床および壁はすべて新建材に改装されている。
- ・式台玄関の右脇にある 1 間四方の下屋は昭和 40 年代の改築とされるが、当初から風呂場として使用され、領主が鷹狩りの際に利用したと伝えられている。ただ、位置や広さから考えると、風呂場であった可能性は薄い。
- ・昭和 50 年代初期にそれまでの茅葺屋根に瓦葺き風の金属板屋根を被せ、軒廻りも改変されたが、その際、大棟中央にあった煙出しが撤去されている。
- ・外回りの建具は大半がアルミサッシに取り替えられている。このうち、「ニワバ」の正面出入口は、かつては片引き 2 枚建て大戸であったと考えられる。また式台玄関の出入り口は 4 枚引違いの舞良戸であった。
- ・客座敷の棹縁天井が化粧合板に、漆喰壁も繊維壁やスタッコに塗り替えられ、欄間も引違い襖に取り替えられている。
- ・客座敷の「ナカノマ」と「ゲンカン」境の敷居が取り外されている。

- ・「ニワバ」の西側1間半通りに天井が新設されている。昭和54年の調査報告書では、この部分は「天井ナシ」と記される。
- ・「ニワバ」と「カッテ」境は窓であった痕跡があるが、現在は引違い板戸に改変されている。
- ・「ニワバ」の床は「カマヤ」と同じく伝統的な三和土（たたき）仕上げであったが、現在はモルタル金ゴテ仕上げに改装されている。
- ・近年になって「ニワバ」の南西部に7畳半の和室と押入および水屋が増築されている。その際、西側外壁の無双窓がアルミサッシの小窓に改造されている。
- ・西側外壁（全面）および北側外壁（上部）にカラー鋼板が張られている。また西側の軒にも金属板の小天井が張られている。北側にも同様の小天井が設けられていたが、台風被害で失われた。
- ・令和元年9月5日の台風15号の台風によって背面（北面）の金属瓦屋根が損傷して失われ、古い茅葺屋根が露出している。旧煙出し部を金属板で閉塞する等の応急措置を施したが、劣化した旧茅葺屋根のずれが進行し、雨漏りが生じている。本年7月には更なる屋根の応急措置が実施された。

## 文化財的価値

江戸時代に割元名主を努めた雑賀家の主屋は、3間×3間の「ザシキ」（居間）と本格的な式台玄関付きの客座敷を備えた大規模な上層農家である。正確な建築年代は不明であるが、建築様式や構造技術の発展状況と、昭和54年の調査報告書に掲載された千葉市に於ける江戸時代の農家主屋との比較によって、18世紀末期の建築と考えることができる。

現存する主屋は、関東地方、特に千葉県で多く見られる江戸時代初期の伝統的な「九間（このま）系間取」（仮称）を受け継ぎながら、より大規模かつ格式的に、さらに開放的に発展させたもので、構造技術や意匠を含めて、その頂上期に達した上層農家である。

千葉市に残る江戸時代の主要な農家に関しては、昭和54年に刊行された調査報告書に雑賀家を含めて15棟の主屋が掲載されているが、その中でも雑賀家主屋は「格式的威厳の面で最も発展を遂げたもの」として評価されている。また現在では、当時掲載された主屋の大半が取り壊されており、千葉市に於ける上層農家の発展過程を示す数少ない遺構としても貴重である。

保存状態は必ずしも良好とは言えないが、改変されているのは内外部の仕上げ材と外回りの建具が中心である。肝心の軸組や床組、小屋組などは、ほぼ創建時のまま維持されており、近年に増設された「ニワバ」の和室も軸部に手を加えたものではないことから、将来、創建時の状態に復することも可能であると考えられる。

## 今後の保存・活用について(今後の課題)

貴重な文化遺産を個人で受け継いでゆくのは容易ではない。特に建造物の場合、維持する

ための定期的な修理だけでもかなりの費用を要するが、本格的な修復となると莫大な額に達することが多い。したがって保存即修復というわけにはならないし、所有者だけに文化遺産の継承を委ねるのには無理がある。地域共有の遺産として、官民協同の保存・活用を考えていくべきであろう。

雑賀家住宅の場合も、建造物の維持・保存は段階的（直近、中期、長期）に考える必要がある。まずは令和元年の台風 15 号で被害を受けた部分の修復である。既に所有者によって応急措置が施されているが、あくまで一時しのぎに過ぎない。中期に主要部分の修復を行うまで耐えられる程度の、特に最も重要な雨漏り対策を実施しておく必要がある。同時に、今後どのようなかたちで保存・活用するかを検討を開始すべきであろう。

中期に予定すべき主屋の修復は、金属瓦屋根の本格的な復旧、正面および側面外壁の復原、内部の主要部分、すなわち土間部分（「カマヤ」と「ニワバ」）と「ザシキ」、および式台玄関と客座敷部分などである。今後の活用方法に関わらず、これらは訪れる人々に雑賀家住宅の魅力と文化財的価値をより正確に理解してもらうための修復でもある。したがって、かなり本格的な修復工事になる可能性があるため、資金の調達を含めた事前の綿密な計画が必要となろう。なお活用に際しては、防火や耐震に関する対策も必要になるかもしれない。

長期には茅葺屋根の復原が挙げられる。茅葺屋根は伝統的農家の最大の魅力であるが、その寿命は 20 年程度とも言われている。したがって一定時期ごとに葺替えるシステムを構築しておく必要があるだろう。なお、北側の 3 室（「ヘヤ」、「カツテ」、「ナンド」）の修復は、活用の仕方によって時期や内容が変わってこよう。また将来的には、主屋周りの庭の整備も考えたい。

（令和 3 年 8 月 河東 義之）

## 旧生浜町役場庁舎の警備機器の更新について(報告)

市指定文化財旧生浜町役場庁舎に設置されている警備機器の更新について、設置方法等の検討内容を報告します。

### 1 施設概要

| 項 目  | 内 容                                                             |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 所在地  | 千葉市中央区浜野町 1 2 9 0 - 3                                           |
| 築年   | 昭和 7 ( 1 9 3 2 ) 年竣工<br>※平成 4 年に市教育委員会へ移管                       |
| 延床面積 | 2 6 3 . 9 7 m <sup>2</sup> ( 2 階 1 0 7 . 5 7 m <sup>2</sup> 含む) |
| 構造   | 木造 2 階建洋風建築                                                     |
| その他  | 千葉市指定文化財 (平成 6 年)                                               |



### 2 経緯

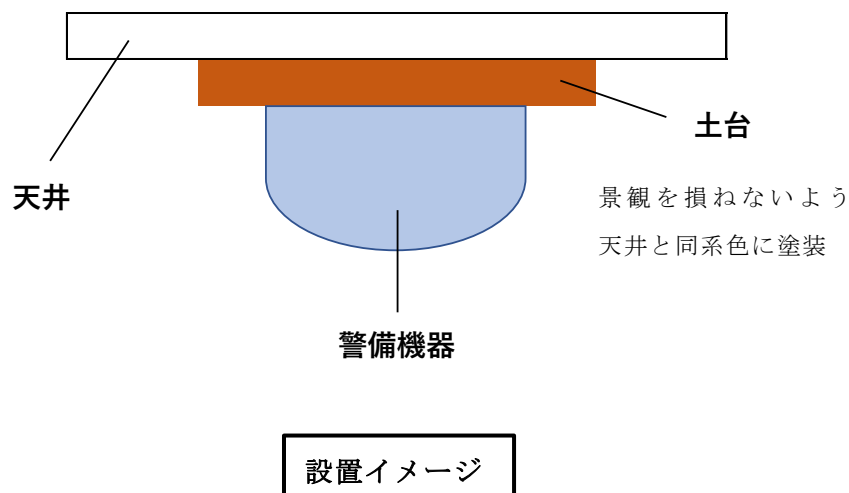
機械警備業務の委託事業者から、経年劣化のため既設警備機器の誤作動が多発しており、機器の更新をしたいとの申し出があった。

### 3 機器設置箇所

設置箇所は既設 11 箇所 (別紙 1 ・ 2 「機器配置図」のとおり)。

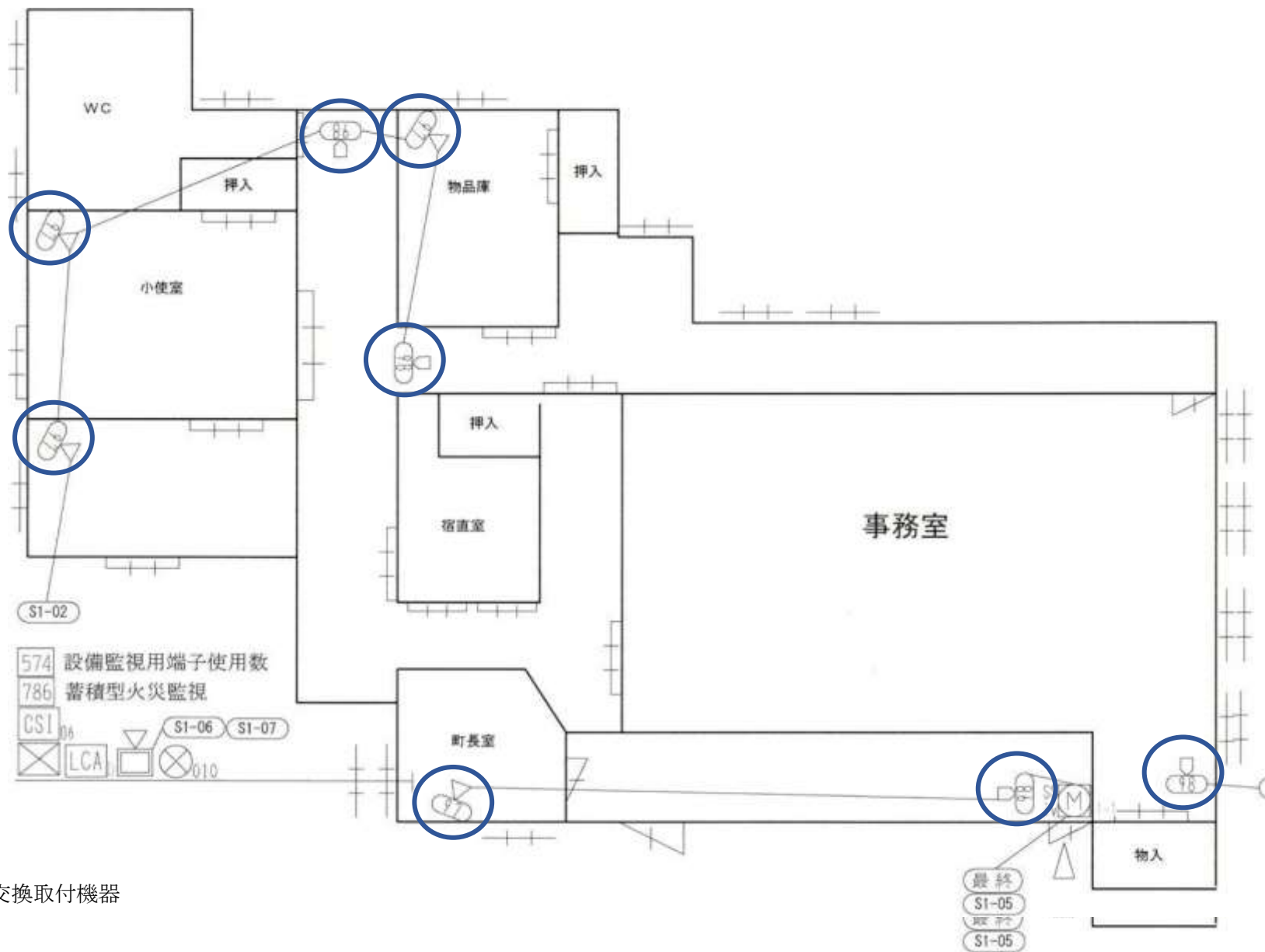
### 4 既設機器の交換方法(案)

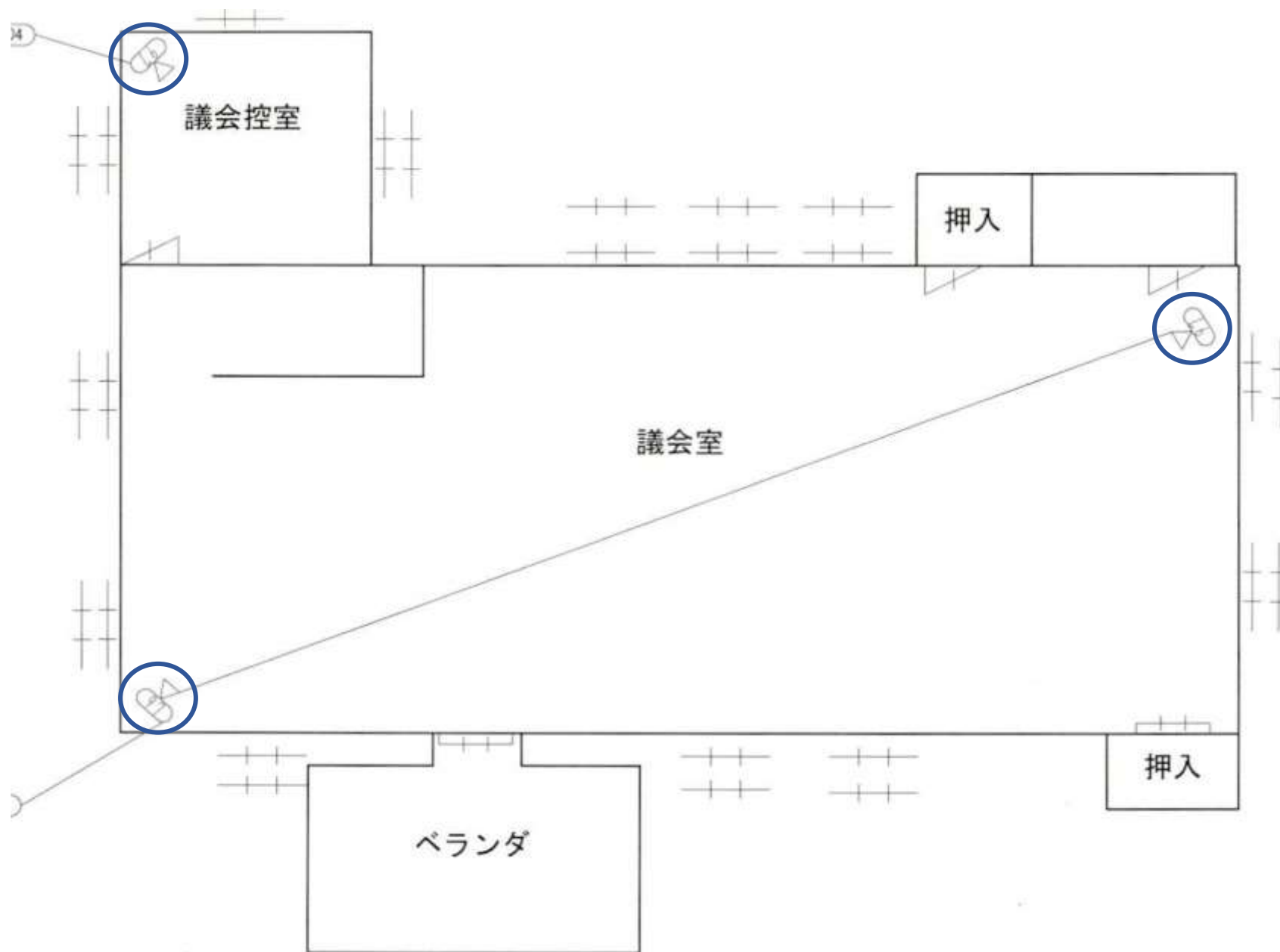
現状、警備機器は建物にビスで直接固定しており、機器の交換時や委託事業者を変更した場合など、その都度ビスで固定すると軽度ではあるが建物を傷つけることから、機器設置用の土台を設置し、土台へ警備機器を設置したい。



警備機器

1 階 警備機器配置図





○ 交換取付機器